

酪農経営支援総合対策事業

(地域の生産体制強化事業のうち)

**広域的な乳用牛預託推進対策の実施に
当たっての留意事項**

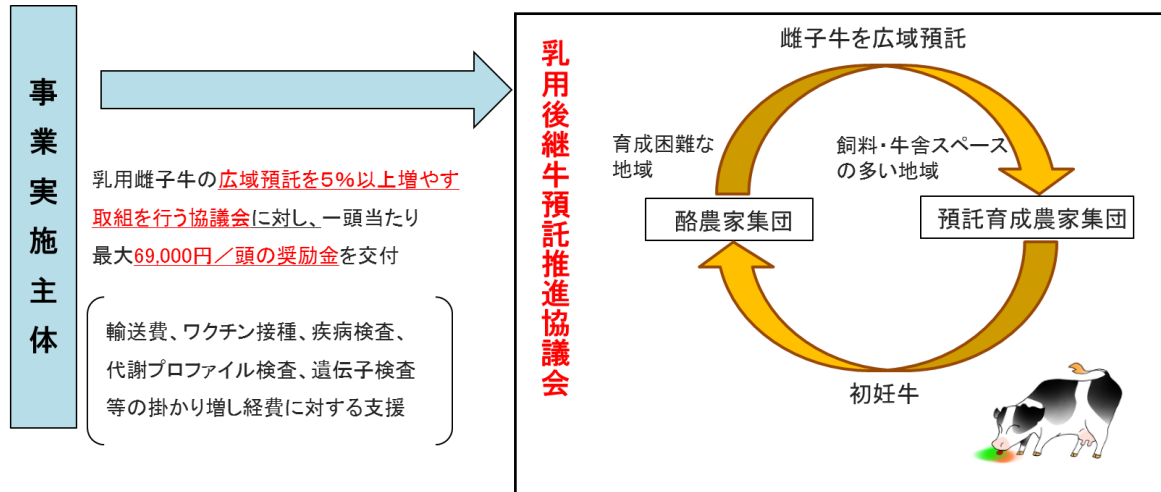


一般社団法人家畜改良事業団

令和4年5月

1 はじめに

地域の生産体制強化事業（広域的な乳用牛預託推進対策）は生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、乳用牛の広域的な預託を推進する取組に対して支援する事業です。



2 事業の内容

乳用後継牛預託推進協議会が、乳用後継牛預託推進計画に基づいて、後継牛となる乳用種の未経産牛（乳用後継牛）の広域預託を推進するために行う取組に対し奨励金を交付します。

3 事業の要件

（1）乳用後継牛預託推進協議会

乳用後継牛預託推進協議会は、以下の要件等を満たす団体とします。

- ① 3戸以上の酪農経営体及び預託農家が構成員となっている団体であること。
- ② 酪農経営体及び預託農家が直接の主たる構成員であること。
- ③ 次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有すること。
 - ア 乳用後継牛預託推進協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
 - イ 乳用後継牛預託推進協議会の運営に関する事項
 - ウ 乳用後継牛預託の推進に関する事項
 - エ その他乳用後継牛預託推進協議会の目的の達成に必要な事項
- ④ 令和3年度の計画預託頭数（協議会を構成する預託農家が酪農経営体から預託を受ける乳用後継牛の頭数と返還する乳用後継牛の頭数の合計）が、実績預託頭数（過去3年間（平成30～令和2年度）に預託農家が酪農経営体から預託を受けた乳用牛の頭数と返還した乳用牛の頭数の合計の平均頭数）より5%以上増加する計画を立案していること。

(2) 乳用後継牛

乳用後継牛は、以下の要件等を満たす牛とします。

- ①乳用種の未經産牛であること。
- ②酪農経営体と預託農家が預託契約又は売買契約を締結すること。
- ③令和4年度に預託農家に預託又は元の酪農経営体に返還されること。
- ④都府県の区域（北海道は支庁の所管区域）を超えて牛が移動すること。
- ⑤預託期間は、最低7か月以上であること。
- ⑥国並びに（独）農畜産業振興機構の他の事業及びメニューによる預託に係る補助金の交付を受けていないこと。

4 事業のスケジュール

(1) 乳用後継牛預託推進計画の承認

本事業への参加を希望する団体は乳用後継牛預託推進計画を策定し、別紙1-1の乳用後継牛預託推進計画承認申請書を①の提出期限までに②の書類を添付の上、提出してください。

① 提出期限：令和4年6月24日（金） 原本必着

- ②添付書類：ア 規約
イ 構成員名簿
ウ 後継者確保や省力化の取組を行っていることを証する書類
エ 牛トレサ同意書（参考様式2）
オ 酪農経営体と預託農家の契約書の写し（基本契約に基づき取引する場合）

(2) 乳用後継牛預託推進計画の変更の承認

(1)で計画の承認を受けた団体が、①の変更をしようとする場合は、③の書類のうち変更があったものを添付の上、別紙1-2の乳用後継牛預託推進計画変更承認申請書を提出してください。

- ①変更内容：ア 計画の中止又は廃止
イ 計画の30%を超える預託頭数の減
ウ 奨励金の交付上限額の増

②提出時期：変更しようとする際、あらかじめ

- ③添付書類：ア 規約
イ 構成員名簿
ウ 後継者確保や省力化の取組を行っていることを証する書類
エ 牛トレサ同意書（参考様式2）
オ 酪農経営体と預託農家の契約書の写し（基本契約に基づき取引する場合）

(3) 乳用後継牛預託推進計画の変更の届出

(1)で計画の承認を受けた団体に、①の変更が生じた場合は、③の書類

を添付の上、別紙1－3の乳用後継牛預託推進計画変更届を提出してください。

- ①変更内容：ア 預託農家又は酪農経営体の追加及び削除
イ 預託農家又は酪農経営体の飼養地の追加及び削除
- ②提出時期：変更が生じた際、速やかに
- ③添付書類：ア 構成員名簿（変更がある場合）
イ 牛トレサ同意書（参考様式2）
ウ 酪農経営体と預託農家の契約書の写し（基本契約に基づき取引する場合）

（4）乳用後継牛預託の状況報告

奨励金の円滑な交付のため、（1）で計画の承認を受けた団体は、家畜改良事業団指示に従い、②の書類を添付の上、別紙1－4の乳用後継牛預託進捗報告書を提出してください。

- ①提出時期：9月末時点の進捗を10月末日までに、提出してください。
事業の進捗を確認するため、更に状況報告を求める場合があります。
- ②添付書類：ア 乳用後継牛の管理台帳の写し
イ 酪農経営体と預託農家の契約書の写し（乳用後継牛ごとに契約した場合）
ウ ワクチン接種等を行ったことが分かる資料

（5）乳用後継牛預託の実績報告

（1）で計画の承認を受けた団体は、奨励金の交付を受けるため、①の提出期限までに②の書類を添付の上、別紙1－5の乳用後継牛預託実績報告書を提出してください。また、③の書類を整備し、令和4年4月1日から起算して5年間保管してください。

- ①提出期限：令和5年3月22日（水） 必着
- ②添付書類：ア 乳用後継牛の管理台帳の写し
イ 酪農経営体と預託農家の契約書の写し（乳用後継牛ごとに契約した場合）
ウ ワクチン接種等を行ったことが分かる資料
- ③整備する書類：ア 乳用後継牛の預託時及び返還時の運賃及び保険料が分かる書類
イ 乳用後継牛ごとの明細書等（基本契約に基づいて取引を行った場合）
ウ 獣医師の診断書等（やむを得ない事情で計画通りに乳用後継牛として用いられない場合）
エ 酪農経営体及び預託農家の環境と調和の取れた農業生産活動規範点検シートの写し

5 事業実施に当たっての留意事項

- ①予算額を超えて申請がある場合は、預託規模と頭数の増加率を加味したポイント制で上位のものから採択します。
- ②本事業においては、計画作成、奨励金の申請などの際に、上牧と下牧は基本的に別々に取り扱います。例えば令和3年3月以前に上牧している牛が3年度中に下牧した場合、事業条件を満たしていれば3年度の対象となり、3年度中に上牧して下牧する必要はありません。
- ③乳用後継牛預託推進計画は、計画預託頭数が実績預託頭数から5%以上増頭することが確実である必要があります。計画の実行可能性等について、家畜改良事業団等が協議会にヒアリングを行う場合があります。
- ④預託期間は預託農家への転入日から酪農経営体への転入日までの期間で確認します。ただし、返還の際に経由地がある場合には、経由地の滞在期間は預託期間のカウントの対象外となります。
- ⑤本事業の要件を満たす協議会や預託契約が本年4月1日時点で有効になっていれば、事業参加申請時点ではなく、4月1日に遡って対象とすることが可能です。
- ⑥本事業は、事業実施主体（家畜改良事業団）から乳用後継牛預託推進協議会に奨励金を支払うことまでを規定しています。
- ⑦事業上は協議会の規約と構成員名簿のみ提出を求めています。前項を踏まえ、併せて経理規程も定めることを強くお勧めします。
- ⑧ア 家畜改良事業団は預託が契約通り行われていることを牛トレサビリティのデータを用いて確認します。このため、協議会の参加者等、牛の移動に関係する方全てから牛個体識別全国データベース利用に係る同意書を提出して頂きます。同意書は協議会でとりまとめて、乳用後継牛預託推進計画承認申請書の提出時に添付して家畜改良事業団に提出してください。
イ 預託が契約通り行われていることを牛トレサビリティのデータを用いて確認するため、実績報告書の提出時に乳用後継牛の転入及び転出に係る届出が完了し、データベースに反映されている必要があります。乳用後継牛の転入及び転出に係る届出は速やかに行ってください。
- ⑨基本奨励金については、預託又は返還に係る輸送料（税抜）と保険料の合計額が上限となります。輸送料及び保険料の分かる書類を令和5年4月1日から起算して5年間保管してください。また、必要に応じて提出を求め場合があります。

⑩ア ワクチン接種等及び疾病検査に関する奨励金については、要綱上の規定の回数を実施した上で、それぞれ支払われる金額を上回ったコストがかかっている場合にのみ支払われます。また、ワクチン接種は、獣医師の指示書など、投与した個体が特定できる証拠書類が必要です。

イ ワクチン接種及び疾病検査のうち、国及び（独）農畜産業振興機構からその他の補助金の交付を受けているものは回数として含めることができません。家畜生産農場清浄化支援対策事業や酪農経営支援総合対策事業（中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業）の対象となっていないことを確認してください。

⑪疾病や災害等、やむを得ない事情で計画通りに乳用後継牛として用いられない場合は、奨励金の返還を求めません。その場合は共済関係の書類など、当該事情が分かる資料を令和5年4月1日から起算して5年間保管してください。なお、預託期間中に乳用後継牛として用いられないこととなった場合、元の酪農経営体家への返還は奨励金の対象とはなりません。

⑫不受胎により、預託期間7か月未満での乳用後継牛の返還、肉用肥育素牛などへの用途変更又は淘汰する場合で、指定の書類が整備されているときは、公的機関、獣医師等の証明書がある場合に準じて取り扱います。詳しくは参考「不受胎の取り扱いについて」を参照してください。

参考

令和4年4月

一般社団法人家畜改良事業団
情報分析センター

令和3年度酪農経営支援総合対策事業のうち地域の生産体制強化事業 (広域的な乳用牛預託推進対策)における不受胎の取り扱いについて

本事業は、後継牛となる乳用種未經産牛の広域預託の推進を目的としています。預託期間7か月未満での乳用後継牛の返還、肉用肥育素牛などへの用途変更、又は淘汰する場合は、原則として交付を受けた奨励金の返還が必要です。

ただし、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第9の規定に該当し、公的機関、獣医師等の証明書がある場合は返還不要です。

また、獣医師等の証明書がない場合であっても、以下の事例に該当し、かつ指定の書類が整備されているときは、公的機関、獣医師等の証明書がある場合に準じて取り扱います。

[事例]

人工授精または受精卵移植を4回以上*実施しても不受胎であったとき。

[整備が必要な書類]

以下のどちらかの書類

- ・人工授精等を4回以上行ったことが記録されている繁殖台帳
- ・種付証明書(4回分)

※4回以上とした根拠

未經産牛の受胎率50%と仮定した場合、不受胎が10%以下となる理論値が4回以上であるため $(1 - 50\%)^4 \approx 6\%$

不明点は、お問い合わせください。